

平成29年度 えひめ中小企業応援ファンド 中小企業海外展開フォローアップ助成事業 募集要項

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課 〒791-1101 松山市久米窪田町337-1	
TEL	089-960-1100
FAX	089-960-1105
本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。 www/ehime-iinet.or.jp/zaidan/fund2/follow/bosyu.pdf	

○ 受付期間

平成29年4月24日（月）～平成29年5月19日（金） ※ 5月19日 17:00 までにえひめ産業振興財団に必着すること
--

平成29年3月
公益財団法人えひめ産業振興財団

目 次

I 平成29年度中小企業海外展開フォローアップ助成事業の募集要項

	ページ
1 目的	1
2 助成対象者	1
3 助成対象事業	1
4 助成対象経費、助成率、助成対象期間及び助成限度額	1
5 助成金交付の条件	2
6 助成の取り消し	2
7 応募方法	2
8 事業計画の採択方法	2
9 その他応募に係る注意事項	3
10 助成事業者の義務	3
11 助成事業実施に係る注意事項	3
12 助成事業の流れ	5
13 応募受付・問合せ先	5

1 目的

公益財団法人えひめ産業振興財団では、県内中小企業者に対して、県・県内市町や県内経済団体等が実施した海外経済交流ミッション等でのビジネス商談会のフォローアップ商談の実施や現地市場等調査に係る必要経費の助成を行うことにより、県内企業が有する製品、技術等の国外への販路開拓・拡大を支援するとともに、県内企業の競争力を強化することを目的として、「中小企業海外展開フォローアップ助成事業」を実施します。

2 助成対象者

県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者とします。

ただし、現在、県又は（公財）えひめ産業振興財団のその他の助成を受けている者は除きます。

※ 「中小企業者」とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」第2条第1項各号に掲げる会社及び個人のうち、次のいずれにも該当しない者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業新事業活動促進法第2条第1項各号に掲げる者以外のものをいう。）又はその役員の所有に属している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額的全額が複数の大企業又はその役員の所有に属している者

3 助成対象事業

県・県内市町や県内経済団体等が実施した海外経済交流ミッション等での、ビジネス商談会のフォローアップ商談及び現地市場等調査の事業を対象とします。

※ 対象国および地域は原則、台湾、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマーとします。

4 助成対象経費、助成率、助成対象期間及び助成限度額

助成事業区分	中小企業海外展開フォローアップ助成事業	
助成対象経費	海外でのビジネス商談会のフォローアップ商談の実施や現地市場等調査に要する次の経費	
	区 分	内 容
	現地通訳費	現地で商談を行う場合に商談を支援する通訳者に支払われる経費
	資料翻訳費	商品や会社概要等の販路開拓活動に必要な資料を現地語に訳す翻訳者に支払われる経費
	現地渡航費	海外において現地で商談候補先を調査する場合などに必要な旅行に要する経費
	印刷製本費	商談等に必要の商品案内や商談資料等を印刷製本する場合などに要する経費
	通信運搬費	商談等のため、国内から海外へ商品サンプルや会社案内等を送付する場合など、通信連絡用務に必要な経費
	使用料及び賃借料	商談等で会場を借用した場合などに要する経費
	委託費	海外市場概況や海外販路開拓に必要な調査研究、商談支援に係るコンサルティング等を委託する場合などに要する経費
その他の経費	その他財団理事長が必要と認める経費	
助 成 率	助成対象経費の1/2以内（助成限度額 300千円）	
助成対象期間	1年以内	

（注）助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。（ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものは、この限りではない。）

5 助成金交付の条件

- (1) フォローアップ商談の実施に際して、商談実施計画書、商談実績報告書を提出すること。
- (2) 現地市場等調査の実施に際して、調査計画書、調査結果報告書を提出すること。
- (3) 現地市場調査では、概ね次の項目を調査すること。
 - ・生産適地の工場設備、インフラ、労働力、関連産業、許認可、投資優遇策等
 - ・部品・材料の調達に必要な品質、納期、生産ロット、マネジメントレベル、技術力、製造原価等
 - ・現地のマーケット、需要動向、消費動向、流通チャネルや代理店等
- (4) 助成期間終了後5年間は、商談状況調査に協力すること。

6 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

7 応募方法

- (1) 助成を希望される方は、応募申込書等をパソコンで作成の上、受付期間内に提出してください。応募申込書等の様式は、財団のホームページからダウンロードすることができます。

【提出書類】

- ・ 応募申込書 (様式第1号及び別紙：正本1部)
- ・ 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類 (納税証明書) (正本1部)
 - ※ 市役所・税務署等では発行されません。
 - ※ 愛媛県の各地方局税務管理課（各支局にあっては、税務室）で発行されます。（各地方局は「13 応募受付・問い合わせ先」に住所等を記載しています。）
 - ※ 証明手数料として、愛媛県収入証紙400円が必要となります。
 - ※ 納税証明書についてのお問い合わせは、所管の地方局までお願いします。
- ・ 提出者の 定款、登記事項証明書、決算書 (直近3期分) (各写し1部)
 - ※ 個人の場合は除く。

- (2) 応募申込書等で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
- (3) その他、不明な点につきましては、「13 応募受付・問い合わせ先」までご連絡ください。

8 事業計画の採択方法

(1) 審査の方法

必要に応じて担当者による現地調査を行った後、学識経験者等で構成される審査会による審査を経て理事長が決定します。

(2) 審査手順

①書類審査

- ・応募申込書等による書類審査を実施します。
- ・軽微な書類上の不備等がある場合は、補正を求めることがあります。
- ・書類審査の結果は、申請者に文書でお知らせします。

②面接審査

- ・書類審査を通過した事業計画を対象として、応募者からのプレゼンテーションや事業計画のヒアリング等による面接審査を行います。
- ・面接審査の結果は、面接審査を受けられた方に文書でお知らせします。
(採択となった場合は、助成金の交付に係る手続きに移ります。)

9 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、法人名(氏名)、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 上記(2)以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守されますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など法的措置を講じてください。
- (4) 面接審査への出席等を含め、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (5) 本助成事業は、競争的資金であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (6) 採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。
- (7) 同一の事業内容で、他の補助金や助成金等と重複して当助成金を交付することはできません。重複する可能性がある場合は事前に相談してください。
- (8) 実施期間は1年以内とし、年度をまたぐ場合((例)29年8月から30年7月まで)には、一旦交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに実績報告を行い、4月に改めて交付決定を受けることとなります。助成金もそれぞれ支払われることとなります。

10 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

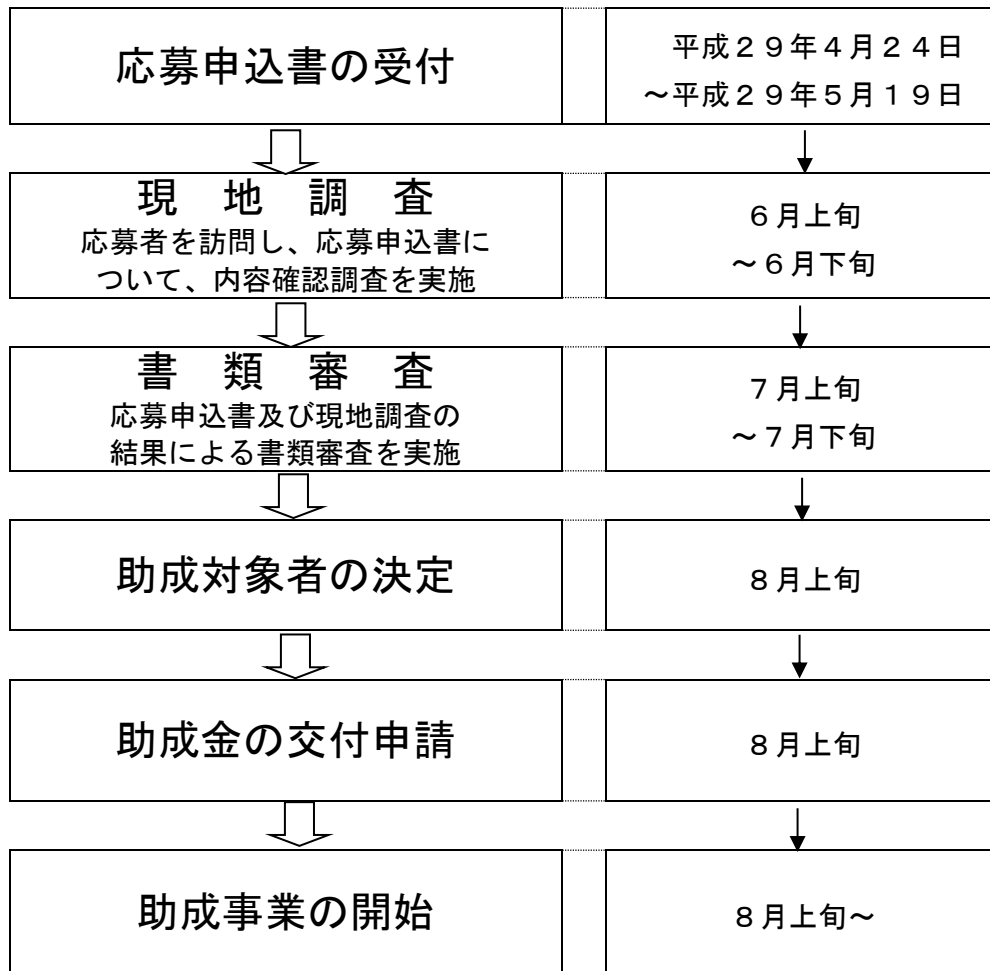
- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 必要に応じ、助成事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 助成事業を完了したときは30日以内又は、助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 助成事業の完了した会計年度の終了後5年間、各年における助成事業の成果を報告するほか、助成事業に係る調査に協力しなければなりません。
- (5) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 助成事業に採択された場合の注意事項

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に支出する費用に限られます。(交付決定前の経費は助成対象となりません。)
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、当面の事業実施に当たっては、自己資金により行う必要があります。

- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 助成事業の進捗状況の確認や確定検査のため、財団が実地検査を行います。
- (5) 原則として、現金での支払いは助成対象として認められません。銀行振込(振込手数料は助成対象外)、小切手、手形による支払いとしてください。(小切手、手形による支払いは助成事業期間内に決済される必要があります。)
- (6) 助成事業者が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 助成事業終了後、財団が実施する事業成果展示会等で事業成果を発表していただく場合があります。

12 助成事業の流れ



(※) 上記の流れは、あくまで予定です。応募状況等により変更になる場合があります。

13 応募受付・問合せ先

(1) 応募受付・詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

TEL 089-960-1100 FAX 089-960-1105

様式のダウンロード <http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/fund2/follow/bosyu.pdf>

[財団ホームページ ⇒ 新事業展開支援 又は 研究開発支援 ⇒ STEP4 応募する ⇒ 『えひめ中小企業応援ファンド「中小企業海外展開フォローアップ助成事業」の募集について』に掲載]

(2) 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（最寄りの愛媛県地方局税務管理課（南予地方局にあつては、税務課）又は各支局税務室）

地方局	所在地	電話番号
東予地方局	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1	0897-56-1300 (代)

今治支局	〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9	0898-23-2500 (代)
中予地方局	〒790-8502 松山市北持田町132番地	089-941-1111 (代)
南予地方局	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号	0895-22-5211 (代)
八幡浜支局	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号	0894-22-4111 (代)

(注1) 納税証明書の交付申請の際には、納税証明願を2部提出すること。

(注2) 課税がなく、納税額が0円の場合でも「未納がないこと」の納税証明書を発行してもらってください。

この助成事業は、公益財団法人えひめ産業振興財団が、愛媛県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫及び四国電力株式会社と共同で取り組んでいます。（「えひめ中小企業応援ファンド」による助成事業）